

# 異動報告書

鹿児島県保険医協会 御中

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は以下の通り異動・変更が生じたためここに届出ます。

① 異動・変更年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付

② 変更項目

以下、該当する(変更のある)項目のみに印およびご入力をお願いいたします

会員区分 [ 開業医・勤務医・夫婦会員制度(特例会員) ] の異動

勤務医から開業医へ異動

開業医から勤務医へ異動

勤務医で夫婦会員制度(特例会費)の利用を開始

勤務医で夫婦会員制度(特例会費)の利用を終了

勤務医で夫婦会員制度(特例会費)の利用を終了し、開業医へ異動

勤務先の変更

医療機関名 \_\_\_\_\_

住所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX 番号 \_\_\_\_\_

自宅の変更

住所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX 番号 \_\_\_\_\_

会費自動口座振替の変更

口座振替依頼書用紙の送付を請求する

(本会ホームページから口座振替依頼書をダウンロードすることも可能です)

口座振替依頼書を提出する (本異動報告書に添付して提出する)

本会からの郵送物送付先の変更

医療機関から自宅へ変更(自宅へ送付)

自宅から医療機関へ変更(医療機関へ送付)

本会からのメール・FAX 送付先の変更

メールの変更 (新規アドレス: \_\_\_\_\_)

FAX の変更 (  医療機関 ・  医療機関(宛先に氏名を記載) ・  自宅 )

メールおよび FAX はいずれも不要

③ 【必須項目】留意事項について

裏面をご確認のうえ  印をご入力ください。ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

留意事項を確認しました

## 留意事項

### 会員区分について

1. 会費は、開業医は月額 4,000 円、勤務医は月額 3,500 円です。開業医とはその医療機関の開設者である方または医療法人の理事長をいい、勤務医とはそれ以外の方で、被雇用の院長も含まれます。なお、特例として、夫婦いずれも本会の会員であり、本会からの郵送物が一人分でよいと申出のあった、夫婦いずれか一方の勤務医会員の会費は月額 2,500 円です。
2. 夫婦会員制度(特例会費)適用のその他要件は次のとおりです。
  - (ア) 減額対象会員は本会勤務医会員のため、夫婦いずれも開業医会員の場合は対象となりません。
  - (イ) 夫婦いずれも勤務医会員の場合は、希望する方を減額対象会員とします。
  - (ウ) 夫婦関係は自己申告制です。
  - (エ) 夫婦の勤務先は異なっても構いません。
  - (オ) 夫婦関係の解消及び死亡時は遅滞なく本会へお申出ください。特例会費の適用は当該月末日をもって効力を失います。
3. 勤務医から開業医へ異動された場合は、異動後における次回自動振替月より開業医会費を適用いたします。開業医から勤務医へ異動された場合は、異動後における翌月より勤務医会費を適用いたします。なお、過分に前納された会費については速やかに返金いたします。  
夫婦会員制度(特例会費)適用を失効した場合は、次回自動振替月より勤務医会費または開業医会費を適用いたします。
4. 会費は2・5・8・11月の各月21日(休日の場合は翌営業日)に3ヶ月分を前納にて、指定金融機関より自動口座振替にて徴収いたします。

### 個人情報の取扱いについて

鹿児島県保険医協会は、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令等に基づき、個人情報保護方針の確実な履行に努めます。

### 共済制度にご加入の方へ

**※以下に該当される方は別途お手続きが必要です。本会までお問い合わせください。**

#### ○ 保険医年金にご加入で、開業医から勤務医へ異動する方

保険医年金に家族扱いでご加入の方がいらっしゃる場合は、ご家族の方は加入資格外となります。当制度から脱退いただき、一時金又は年金として受給していただく運びとなります。

#### ○ 休業保障制度にご加入で、開業医から勤務医へ異動する方

勤務医の加入限度口数3口まで減口となります。非常勤その他勤務形態によってはご加入が継続できない場合もあります。

鹿児島県保険医協会 記入欄